



平成22年11月26日

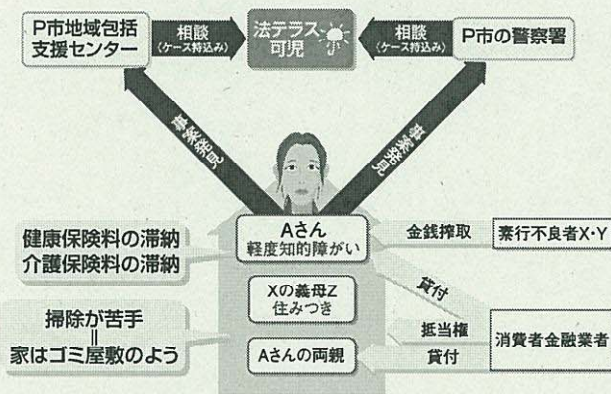
法テラス・スタッフ弁護士の

地域に密着した活動

広報誌「ほうてらす」Vol.10より抜粋

関係機関との連携で地域住民を支える

裁判の代理人として法廷に立つ——多くの方にとって、弁護士の仕事としてイメージされるのはそんな姿ではないでしょうか。法テラスには、これまでの弁護士の活動スタイルを超えた新たな取り組みを行っているスタッフ弁護士たちもいます。福祉や行政、警察といった、地域住民と身近に接している方々とネットワークを組み、障がい者や高齢者など弱い立場におかれた方たちが陥った法的トラブルを発見、解決し、生活を立て直すまでフォローを続ける——そんな活動を精力的に行うスタッフ弁護士の一人、岐阜県可児市の太田晃弘弁護士の活動事例をご紹介します。



さまざまな関係機関との連携で
障がい者の一家を
搾取から救済

注) 実際の連携事例をもとに、一部修正しています。登場人物は架空の設定です。また、美濃加茂市、恵那市とは関係ありません。

1 ひよんなことから発覚した障がい者搾取の実態

ある夜、刑事事件の接見で赴いたP市の警察署で受付の警察官から声をかけられた。「かわいそうな人がいるから、あとで相談させてね」。

聞けば、軽度の知的障がいを負っているAさんが、その障がい年金やわずかばかりのアルバイト収入を素行不良者X、Yに搾取されているという。警察官は民事不介入原則からどうしていいものかと悩んでいた。この段階では、確認すべき事実関係や弁護士にできることなどを見た。

説明し、今後相互に情報交換していきましょうと話をして終わった。

2 Aさんの話は、少し遅れて、P市地域包括支援センターからも法テラスに持ち込まれた。同センターでもXを排除しようと努力しているが、Aさんと同居している両親が、Xの義母Zを自宅に住まわせており、扶養義務のあるXがAさん宅にやってくることを阻止できない。同センターはどのような手段をとればいいのかからなくなっていた。

2 弁護士として何ができるか……他の機関と連携しながらの解決を

1 Aさんは移動手段も交通費もないため、Aさん宅近くのP市役所に向き、Aさんの法律相談を行った。Aさんは障がいの性質とも相まって「人から言われれば断れない」性格だ。そのため被害意識は極めて低かった。そこにつけこんで、X、Yは、貸金や迷惑料の名目で、Aさんの了解のもとに金銭を巻き上げていた。

Aさんは事実関係があやふやな点も多々あり、事情の聴き取りも一筋縄ではいかなかった。Aさん宅に何度か出向いて家族からも事情をうかがったり、地域包括支援センターにも協力してもらって資料を収集したりして、正確な事実関係の把握に努めた。

2 警察や地域包括支援センターの努力でYは完全に手を引いたので、XをAさん宅に近づけないようにすることが急務だった。接近禁止等の仮処分をとることも検討したが、Xの扶養親族である義母ZがAさん宅に住んでいる点がネックになり、Xが仮処分を無視することも容易に想定できた。XをAさん宅へと物理的に寄りつかせないようにすることが重要だ。Xに対してAさんへの接触を拒否する内容証明郵便を送るとともに、警察、地域包括支援センターと連携し、Aさんへ

1 Aさんは移動手段も交通費もないため、Aさん宅近くのP市役所に向き、Aさんの法律相談を行った。Aさんは障がいの性質とも相まって「人から言われれば断れない」性格だ。そのため被害意識は極めて低かった。そこにつけこんで、X、Yは、貸金や迷惑料の名目で、Aさんの了解のもとに金銭を巻き上げていた。

Aさんは事実関係があやふやな点も多々あり、事情の聴き取りも一筋縄ではいかなかった。Aさん宅に何度か出向いて家族からも事情をうかがったり、地域包括支援センターにも協力してもらって資料を収集したりして、正確な事実関係の把握に努めた。

2 警察や地域包括支援センターの努力でYは完全に手を引いたので、XをAさん宅に近づけないようにすることが急務だった。接近禁止等の仮処分をとることも検討したが、Xの扶養親族である義母ZがAさん宅に住んでいる点がネックになり、Xが仮処分を無視することも容易に想定できた。XをAさん宅へと物理的に寄りつかせないようにすることが重要だ。Xに対してAさんへの接触を拒否する内容証明郵便を送るとともに、警察、地域包括支援センターと連携し、Aさんへ

3 次の課題は搾取された金銭の返還と今後の被害防止だ。Xにはまったく資力がいないので、金銭返還請求は内容証明郵便での請求にとどめ、今後同種の行為が起らないようにするという点にウエイトを置いた。資力のないXにとって、民事的な請求をされることはまったく痛手ではない。Xが一番恐れるのは、刑事事件として立件されることだ。しかし、Aさんの障がいの程度が比較的軽いので、Aさんが自由意思でXに金銭を提供しているように見え、警察は出動しても、刑事事件としては立件しにくい、とのことだった。

そこで、Aさんについて補助開始申立をするのと同時に、贈与行為等について補助人の同意権付与審判を求めた。次の年の年金が振り込まれるのが数日後だったので、あわせて補助人選任の審判前保全処分を申し立て、なんと1日で審理してもらって、Aさんの実妹を補助人と仮に定めてもらった。これ

特集 スタッフ弁護士

太田晃弘弁護士と日頃から密接に連携している岐阜県内の関係機関の方から、法テラスとの連携の意義についてコメントをいただきました。

美濃加茂市 法律的な糸口が見つかることで不安が減り、自立心が向上



美濃加茂市福祉事務所

井戸 伸さん

生活課題を解決するヒントを求めて、多くの方が福祉事務所へ相談に来ます。課題は困窮・傷病・障害・離婚・離職などさまざまです。私たちに相談者の課題解決のために、社会資源をコーディネートする役割が求められます。法テラスは、貴重な社会資源の一つです。「弁護士」という言葉は固いイメージをもち、社会的弱者や福祉職員さえも気軽に相談しにくいもの。しかし、法テラスで課題解決への法律的な糸口が見つかることにより、相談者は不安が減り、生活の自立心も向上します。また弁護士による法律的な助言は、私たちにとっても貴重なアドバイスです。

これからも、気軽に利用できる法テラスへと相談者の背中を押しながら、私自身も法テラスから学ばせていただきたいと思います。

恵那市 より早い法的手続きが相談者にとって大きな力に



恵那市市民福祉部 子育て支援課

長谷川 佳予子さん

福祉事務所に生活の相談に来庁される方々のなかには、多額の借金を抱え、生活が困窮している方もいます。その債務の整理には法律的な支援が必要となってきますが、そんなときに法テラスはとても心強い存在です。実際に太田弁護士には相談者の債務整理に始まり、以後の生活を見通した後見人的役割まで引き受けていただき、親身な支援にたいへん感謝しています。

以前は、市の無料法律相談が唯一の法的相談資源で、そこで相談の方向性を得た後に向かう弁護士事務所は、敷居の高い場所でした。しかも、その恩恵に預かれない経済的弱者・高齢者もたくさんいます。その点、福祉の現場で法テラスと連携を図り、より早い法的手続きができることは相談者にとって大きな力になります。今後も現場へのお力添えをお願いします。

法テラス 関係機関とともに、社会的弱者の声を聞きとっていききたい



法テラス可児法律事務所 スタッフ弁護士

太田 晃弘

弁護士業は多くの人に出会う仕事ですから、我々弁護士は何となく世の中をわかったような気になりがちです。福祉事務所や地域包括支援センターなどと連携するようになってから、弁護士は社会の一部に対してしか司法サービスを提供できていないと痛感させられるようになりました。

福祉機関の方々は、障がい者・高齢者などの社会的弱者案件を地域から見つけ出し、法テラス可児へとつなげてくださいます。それらは「移動ができない」「障がいのために被害意識がない」「弁護士の使い方や頼み方がわからない」といった案件です。福祉機関と連携をとるようになった結果、障がい者案件だけでも常時数十件を受任している状態が続いています。

また、これらの案件は、法的問題を解決しただけでは事案の解決に至りません。「就業先がない」「掃除が苦手」「障がいが重くなった」など、多くの生活課題が山積みになっています。ここでも、福祉機関とタッグを組み、問題を一つずつ解決しています。

法テラス可児と連携できている機関は、まだ一部自治体の一部の部署にすぎません。彼らでさえ発見できないケースも多数あります。埋もれてしまっている社会的弱者の法的需要ははかり知れません。

これからも自由な発想と豊かな想像力を養い、力強く優秀な関係機関の方々と密に連携しながら、耳を澄まして社会的弱者の声を聞きとっていきたく思います。当事者に寄り添いながら、多様な問題の解決に邁進していきます。

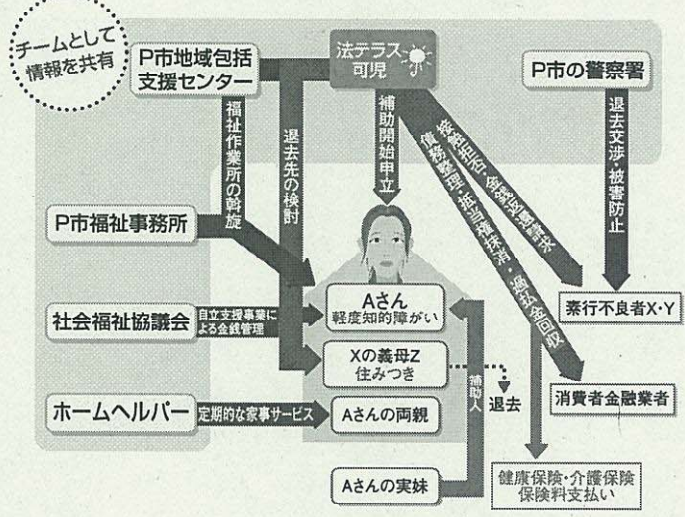
3 Aさん一家の生活再建に 向けたフオローも継続中

① 債務の整理は終えたものの、Aさんの金銭管理には相当の不安があったため、社会福祉協議会の自立支援事業を用いて、年金等の管理を始めることにした。

Aさんが「友人」と称する男とともに銀行に赴き、自らの通帳から金銭を引き出そうとしたところを、銀行と社会福祉協議会のネットワークを使って阻止するようできたこともあった。

② P市福祉事務所・地域包括支援センターが福祉作業所の斡旋

③ Aさん一家は掃除が苦手なため、Aさんの親の介護保険を用いて、ホームヘルパーさんに定期的に入ってもらい、家事サービスを行うことになった。ヘルパーさんは、日常生活での見守りの役割も期待される。



④ Aさん宅から長期的にXを扶養するような資力もないし、ZにはX以外に頼れる身内見つけられない。Zの退去先がまったくない中、地域包括支援センターはZが相当高齢であることに注目して福

⑤ 以上の手続を進めていくなかで、Aさん一家は長期間にわたって複数の消費者金融業者から借入をしているうえ、自宅に複数の抵当権が設定されていたことも判明した。そこで、債務を整理し、業者から回収した過払金で、滞納している健康保険料や介護保険料、債務の残っている業者に対して弁済をした。これによってAさんは安心して医療を受けられるようになり、自宅が競売にかけるおそれもなくなった。

平成22年11月26日

【参考資料】 法テラスにおける金銭の借り入れに関する 問い合わせ傾向



日本司法支援センター

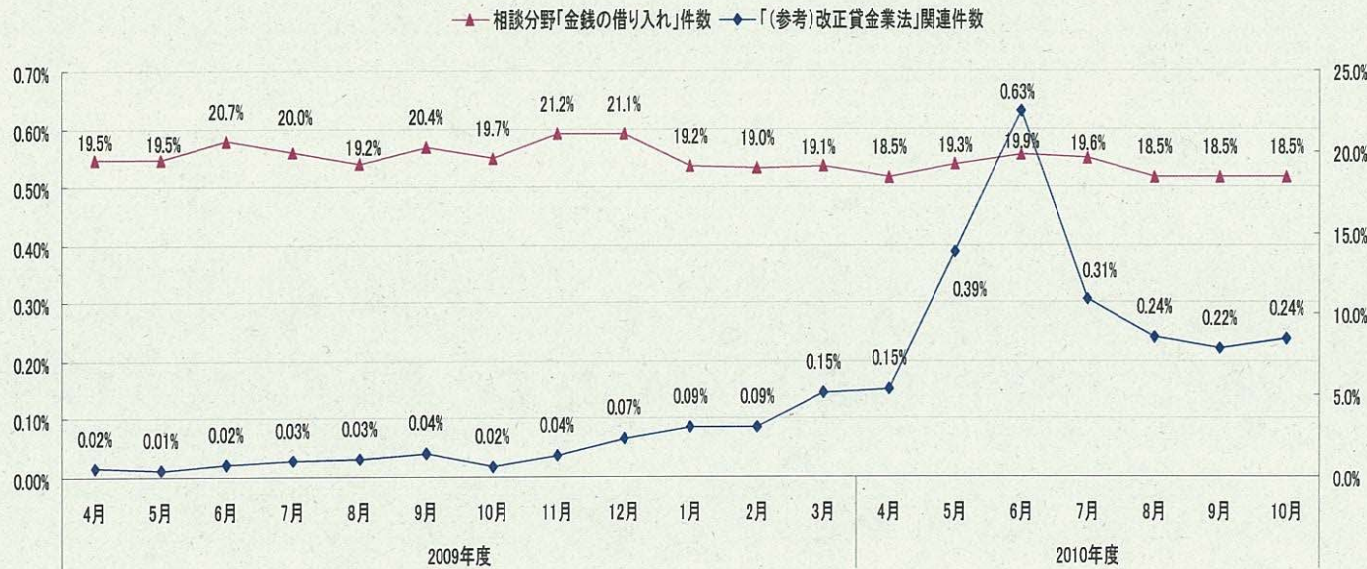
1 改正貸金業法に伴う問い合わせの割合推移



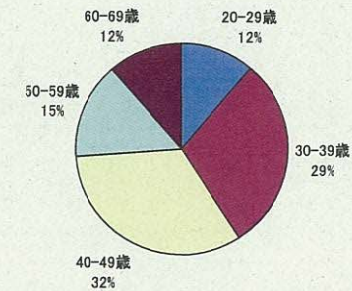
■割合推移

	2009年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
CCの対応件数	33,633	31,403	36,975	37,053	30,568	31,461	33,713	30,903	29,350	32,754	38,009	36,019
相談分野「金銭の借り入れ」割合	19.5%	19.5%	20.7%	20.0%	19.2%	20.4%	19.7%	21.2%	21.1%	19.2%	19.0%	19.1%
「(参考)改正貸金業法」関連割合	0.02%	0.01%	0.02%	0.03%	0.03%	0.04%	0.02%	0.04%	0.07%	0.09%	0.09%	0.15%
「(参考)改正貸金業法」関連件数	6	4	8	11	10	13	7	12	20	29	33	53
	2010年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月					
CCの対応件数	30,232	27,833	29,899	28,500	27,304	33,004	32,670					
相談分野「金銭の借り入れ」割合	18.5%	19.3%	19.9%	19.8%	18.5%	18.5%	18.5%					
「(参考)改正貸金業法」関連割合	0.15%	0.39%	0.63%	0.31%	0.24%	0.22%	0.24%					
「(参考)改正貸金業法」関連件数	46	108	189	88	66	73	78					

※法テラスコールセンターにお問い合わせのあった相談のうち、改正貸金業法に関するFAQを紹介したもの、及び「総量規制」、「貸金業法・改正」というキーワードが含む問い合わせを「(参考)改正貸金業法」関連件数としている。



■参考
上記件数の年代内訳の割合



2 「ヤミ金」に関する問い合わせの件数推移



コールセンター おなやみなし
0570-078374

